

安全衛生方針

安全と健康の確保は、労使の良好なコミュニケーションのもとに実現されとの認識に立ち、従業員との協議を尊重し、労働安全衛生マネジメントシステムを利用し、安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備と責任所在を明確にして、継続的な安全衛生水準の向上を目指す。

- ①企業活動の全ての領域で、安全衛生上の科学的な検討を十分加え、危険性、有害性の事前評価を徹底する。
- ②安全衛生関係法令を順守するとともに、必要な自主基準を設け管理レベルの向上をはかる。
- ③化学物質の安全な取り扱いを徹底する。
- ④全ての社員に対し、安全衛生活動に必要なかつ十分な教育・訓練を実施する。
- ⑤快適かつ健康的な職場の形成を進める。
- ⑥安全衛生の重要性を広報などを通じて社員に周知し、意識の向上をはかる。
- ⑦安全衛生に関する新たな手法、新技術の開発、導入に努める。
- ⑧本方針の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施する。

《労働安全衛生に関する指標》

	2024 年度目標	2023 年度実績
労働災害	0 件	1 件

《主な取組み》

- ・ **安全パトロール**
安全衛生委員会の活動として毎月安全パトロールや、安全強化パトロール等を実施し、危険な場所の抽出・改善や不安全行動の早期発見に努めています。
- ・ **リスクアセスメント**
リスク評価基準に従って、リスクの特定・評価を行い、その結果に基づいて、労働災害の防止を図っています。
- ・ **労働安全衛生活動の情報共有**
労使間の安全衛生委員会を毎月開催しています。労働者側からの意見を反映して現場の安全衛生の向上に取り組んでいます。